

改正私立学校法施行に向けた準備・手続

※ 本資料に掲載された内容は全ての学校法人にそのまま当てはまるものではないため、各学校法人においては、本資料を参考にしていただき、それぞれの学校法人の実情に即して必要な対応をとるようにしてください。

1. はじめに

- [文部科学省ホームページ](#)において、今回の私立学校法改正の内容を確認する（[説明資料](#)、[説明動画](#)）。
- 都道府県知事所轄学校法人については、「大臣所轄学校法人等」に該当することになりそうかどうかを確認しておく。【注1】【注2】

2. 寄附行為変更認可申請に向けて

※ 可能な限り早期に検討を開始してください。

- 寄附行為変更認可申請のスケジュール等を確認する（まだスケジュールが確定していない所轄庁もあります）。
- 寄附行為作成例（[大臣所轄学校法人用](#)、[知事所轄学校法人用](#)、[寄附行為作成例説明動画](#)）も参照し、寄附行為変更の内容を検討する（今回の私立学校法改正の趣旨を踏まえるとともに、必要に応じ各ステークホルダーと意見交換するなど、適切な内容となるよう十分に検討してください）。

【主な検討のポイント】

- 理事選任機関の構成
- 理事について（定数、選任方法・解任方法、任期など）
- 監事について（定数、任期など）
- 評議員について（定数、選任方法・解任方法、任期など）
- 会計監査人について（定数、大臣所轄学校法人等以外の学校法人においては設置するかどうか）
- 代表業務執行理事、業務執行理事について（選定するかどうか、人数）
- [「寄附行為に必ず記載しなければならない事項（必要的記載事項）一覧」](#)を参考にして、私立学校法の関係条文に定める要件を満たしているかを確認する。
- 寄附行為変更について、学校法人内で必要な手続を行い、所轄庁に寄附行為変更認可申請を提出する。

3. 制度改正過渡期の理事・監事・評議員に関して必要な対応

※ 以下については、寄附行為変更の内容の検討と並行して行ってください。

- 現行の理事・監事・評議員の構成等が、[改正後の私立学校法における資格構成の要件](#)に合致しているかどうかを確認する。
- 改正後の私立学校法における資格構成の要件を満たさない者については、基本的に令和7年度の定時評議員会の終結の時までの間に退任していただく必要があることを踏まえ、退

任のタイミングを決める。

- 改正私立学校法施行のタイミング（令和7年4月）で在任している理事・監事・評議員の任期がいつまでとなるのか確認する。【注3】
- 改正私立学校法施行のタイミング（令和7年4月）で在任している理事・監事・評議員の任期を延長・短縮して令和7年度の定時評議員会の終結の時までとするかどうかを検討し、延長・短縮することとなった場合には、寄附行為変更の際の附則に必要な規定を盛り込む。【注4】【注5】

※ 以下については、理事・監事・評議員の任期を令和7年度の定時評議員会の終結の時までとした場合を想定した準備・手続の例になります。令和7年4月1日から令和7年度の定時評議員会の終結の時までに行ってください。なお、新たな理事・監事・評議員や会計監査人の選任には時間がかかることも想定されるため、正式な選任手続きのみならず、その事前に行うべき候補者の人選などの事前の準備を含めて、時間的余裕をもったスケジュールをたてておくようにしてください。

- 理事選任機関が評議員会である場合は、令和7年度の定時評議員会において、理事の選任を行う。理事選任機関が評議員会でない場合は、令和7年4月1日から令和7年度の定時評議員会までの間に、あらかじめ理事候補者について評議員会の意見を聴取した上で、理事選任機関において理事の選任を行う（ただし、任期は令和7年度の定時評議員会の終結の時からとします）。【注6】
- 令和7年度の定時評議員会において、監事（・会計監査人）の選任を行う。【注7】
- 評議員を選任する機関が評議員会である場合は、令和7年度の定時評議員会において、評議員の選任を行う。評議員を選任する機関が評議員会でない場合は、令和7年4月1日から令和7年度の定時評議員会までの間に、評議員の選任を行う（ただし、任期は令和7年度の定時評議員会の終結の時からとします）。
- 令和7年度の定時評議員会の終結のタイミングで、理事と評議員の兼職を解消する。【注8】

※ 以下については、令和7年度の定時評議員会の終結後、遅滞なく行ってください。

- 新たに理事・監事・評議員・会計監査人の就任・退任が行われた場合には、所轄庁に対し、理事・監事・評議員・会計監査人の就任・変更に係る届出を行う。
- 理事長が交代した場合や代表業務執行理事を定めた場合は、必要な登記を行う。

4. その他の規程等の整備

※ 以下については、令和7年4月1日までに行ってください。

- 評議員報酬基準を策定する（既存の役員報酬基準に盛り込むことでも構いません）。
- 内部規則を整備する（寄附行為施行細則、理事選任機関運営規程、評議員選任・解任規程、経理規程などを必要に応じて整備してください）。
- 大臣等所轄学校法人等においては、内部統制システムに関して、基本方針を理事会で決定し、私立学校法施行規則で規定される事項を含む必要な体制を整備するとともに、現状を踏まえ、改善すべき点があれば改善する。
- 財務会計システムが新会計基準（令和5年度中に改正予定）に対応しているか確認し、必要に応じてベンダーと協議する。
- 令和7年度予算を新会計基準に基づき策定する。

- 注1：大臣所轄学校法人等に該当することとなる具体的な要件は、文部科学省ホームページに掲載されている[説明資料](#)の21ページを参照。
- 注2：大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合であっても所轄庁は都道府県であることに変更はないが、会計監査人の設置や内部統制システムに関して理事会による方針決定が必要となるなど、取扱いの相違が生じる点に留意が必要。主な相違点は、文部科学省ホームページに掲載されている[説明資料](#)の22ページを参照。
- 注3：改正私立学校法施行の際に在任している理事・監事・評議員で、改正後の私立学校法における資格構成の要件を満たす者の任期は、(1)現在の任期が満了する日、(2)令和9年度の定時評議員会の終結の時、のいずれか早い方となる。具体的には、文部科学省ホームページに掲載されている[説明資料](#)の36ページを参照。
- 注4：改正私立学校法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期を令和7年度の定時評議員会終結の時までとすることにより、役員等の任期の相違に起因する煩雑化の解消や役員等の選任・解任を短期間で再度行う必要がなくなるなど、事務の効率化等を図ることができる。
- 注5：令和7年4月1日よりも前に任期の終期が到来する理事・監事・評議員の任期を延長する場合には、当初の任期の終期の到来前に任期を延長するための手続き（寄附行為変更の認可など）を行う必要があることに留意。具体的には、文部科学省ホームページに掲載されている[説明資料](#)の37ページ～41ページを参照。
- 注6：理事の選任手続きの流れと注意点については、文部科学省ホームページに掲載されている[説明資料](#)の42ページ～44ページを参照。
- 注7：特に大きい大臣所轄学校法人等として政令で定める基準に該当する学校法人においては、令和7年度の定時評議員会の終結のときまでに常勤監事の選定を行う。政令で定める具体的な基準は、文部科学省ホームページに掲載されている[説明資料](#)の21ページを参照。
- 注8：理事と評議員のいずれを辞任することとするかについては各学校法人の判断となる。